

○教育長(銘苅 健)

これより令和7年度第2回教育委員会の臨時会を始めます。
会議の成立について、事務局の報告をお願いします。

○教育総務課庶務係長(津覇 大輔)

報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項により、5名中4名が出席しておりますので、本臨時会が成立していることをご報告いたします。

○教育長(銘苅 健)

本臨時会は成立しているとのことですので。
それでは会議順に従って進めて参ります。
初めに会議録署名人の指名をいたします。
大兼奈月委員と東健策委員。
お2人をお願いします。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

本日の議事は7件あります。
議案第38号、39号、そして42号、報告第23号については、人事案件のため、秘密扱いといたしますがよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

それではそのように進めて参ります。
本日の議案第38号、39号、42号、そして報告第23号については、浦添市教育委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、秘密会といたします。
議事の進行につきましては、議事日程の通り進めてまいります。
それでは早速議事に入ります。
議案第38号について行います。
本案件についての関係職員以外は退席をお願いいたします。
あわせて、関係職員の入室を認めます。
事務局は資料の配付をお願いします。
資料届いてますでしょうか。
それでは議案第38号「令和8年度公立学校管理職等の定期人事異動の内申について」
提案理由の説明をお願いいたします。
指導部長。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苅 健)

それでは、議案第38号について原案通り承認してよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

はい。ありがとうございます。
議案第38号は承認されました。

次に議案第 39 号となりますので、資料の交代をお願いします。
それでは、議案第 39 号「指導主事の派遣に関する内申について」提案理由の説明をお願いします。

○教育部長(野村 美抄代)

はい。

○教育長(銘苺 健)

野村部長。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苺 健)

それでは、議案第 39 号、原案の通り承認してよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

ありがとうございます。

議案第 39 号は承認されました。

次に、議案第 42 号について行いますので、資料の交代をお願いします。

それでは議案第 42 号「公立学校事務職員及び学校栄養職員の昇任内申について」提案理由の説明をお願いいたします。

指導部長。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苺 健)

ありがとうございます。

議案第 42 号は承認されました。

次に報告第 23 号について行いますので、資料の交代をお願いします。

それでは報告第 23 号「専決事項の報告について(県費負担教職員)」についての報告をお願いします。

指導部長。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苺 健)

それでは報告第 23 号、以上で終わります。

資料の回収をお願いします。

秘密会は以上となります。

関係職員の入室を求めます。

はいそれでは、次の議事に移ります。

議案第 40 号「浦添市立中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」について、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育部長(野村 美抄代)

はい。

○教育長(銘苺 健)

野村部長。

○教育部長(野村 美抄代)

議案書 3 ページをお開きください。

議案第 40 号「浦添市立中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」、令和 8 年度から浦添市立中央公民館が移転することに伴い、浦添市立中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を定める必要があります。

こちらが規則案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、社会教育推進課長より説明申し上げます。

○教育長(銘苅 健)

嵩原課長。

○社会教育推進課長(嵩原 尚紀)

「浦添市立中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」、ご説明いたします。

改正の趣旨といたしましては、浦添市立中央公民館について、老朽化が進んでおり、利用者及び職員の安全を最優先とし、令和 8 年 3 月 31 日に供用停止とすることを決定し、代替施設としてあかひらステーションビルへの移転をすることとなっております。

令和 7 年 12 月議会において、条例改正が議決されておりますが、基本条例の施行期日については、移転先の設備等について修繕の必要箇所や、移転スケジュールに未定の部分が多くあったため、不測の事態を想定し、条例の施行日を規則に委任する形をとっておりました。

その後、順調に準備が進み、4 月 1 日の運用開始の目途が立ったため、本規則において、施行日を令和 8 年 4 月 1 日としたいと考えております。

説明は以上でございます。

○教育長(銘苅 健)

ただいま説明がありました、4 月 1 日を施行日ということで設定したいということの提案ですね。

何かご質問等があればお願いします。

条例事体はもう 12 月議会で決定していますけども、施行日が、改修工事がどのぐらいになるかっていうのが、未定でしたので、それで決定しなかったのですが、今回予定通りに進んでいるということで、今度は規則で、4 月 1 日を施行日を決定したいということです。大丈夫でしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

それでは原案通り承認してよろしいですか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

それでは議案第 40 号は承認されました。

それでは続きまして、議案第 41 号「浦添市立中央公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、提案理由の説明をお願いします。

○教育部長(野村 美抄代)

はい。

○教育長(銘苺 健)

野村部長。

○教育部長(野村 美抄代)

議案書 10 ページとなります。

議案第 41 号「浦添市立中央公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、令和 8 年度から浦添市立中央公民館が移転することに伴い、浦添市立中央公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する必要があるためでございます。

詳細につきましては、社会教育推進課長より説明申し上げます。

○社会教育推進課長(嵩原 尚紀)

はい。

○教育長(銘苺 健)

嵩原課長。

○社会教育推進課長(嵩原 尚紀)

「浦添市立中央公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。

改正の趣旨ですが、浦添市立中央公民館について、老朽化が進んでおり、利用者及び職員の安全を最優先とし、令和 8 年 3 月 31 日に供用停止とすることを決定しております。大体施設として、あかひらステーションビルへ移転することとなっております。

規模は小さくなるのですが、継続して公民館を維持し、団体や利用者の支援を続ける対応とするため、令和 7 年 12 月議会において条例改正が議決されました。

場所が移転すること、及び規模が小さくなることで運用が変わるため、当該条例の改正に伴い本規則も改正する必要があります。

改正の概要と理由ですが、議案書 12 ページの新旧対照表をご覧ください。

開館時間について、第 5 条の開館時間、午前 8 時 30 分を実際の運用に合わせ、午前 9 時に改正いたします。

次に、第 1 項を削ることについて、第 12 条各号の記載の第 1 項を削っていることについて、条例の改正により第 2 項を削ったため、項が単独となり構成上の改正を行うこととなります。

使用料の減免について、改正前の条例第 10 条第 1 項第 4 号については、公民館を定期的に利用する登録団体を対象としておりますが、新たな公民館では、現行公民館のように貸し部屋が十分に無く、定期利用登録をすると、一般利用者の利用機会が失われることが懸念されるため、定期利用登録者の規定を削り、一般利用者と同等とすることで、公民館の利用機会の公平性を図る改正を行っております。

そのため、規則についても、第 12 条第 5 項の定期利用団体の規定を削り、第 6 号を繰り上げ、第 5 号としております。

次に、字句の定義について、第 14 条については、法制執務上の字句の整理を行うこととしております。

以上になります。

○教育長(銘苺 健)

ただいま説明がありました改正後の方ですね、時間の方が 8 時半だったのが、9 時からということになります。

あとはまた第 1 号、2 号、3 号などありますが、そのように繰り上げされています。

この件に関し、委員の皆さんからのご質問あればお願いします。

東委員、お願いします。

○教育委員(東 健策)

市役所の窓口業務が今月からですか、先月からですか、4時までとなっておりますけど、この辺りもこういった、外部機関等についても今後影響が、その方向に行くのかどうかその辺は今後どうなりますでしょうか。

というのはやっぱり利用時間がいろいろ限定されるとなかなか活動も、支障があるかなと思うのですが。

○教育長(銘苅 健)

嵩原課長。

○社会教育推進課長(嵩原 尚紀)

市役所の窓口業務に関しては、委員のおっしゃるように、4時までというふうになっているのですが、公民館や図書館、社会教育施設においては、特に今変更するという事は考えておりません。

○教育委員(東 健策)

はい。ありがとうございます。

○教育長(銘苅 健)

もうあれですね、次からは定期利用団体というのがもうなくなるということで、よろしいでしょうか。

○社会教育推進課長(嵩原 尚紀)

定期利用団体という扱いはなくなるのですが、公民館の社会教育団体として、新たな登録制度を作っておりまして、登録された団体に関しては、これまでと同様に支援していきたいと考えております。

○教育委員(宮城 靖)

その減免の部分で、社会教育団体の定期利用はなくなるけども、その定期利用をなくして社会教育団体が随時っていうか、申し込みをして借りる場合には、今まで通り、半額というふうな形になるという考え方ですか。

○教育長(銘苅 健)

はい。嵩原課長。

○社会教育推進課長(嵩原 尚紀)

委員の言うように半額という減免制度そのものをなくして、それがあると、一般の利用者が、部屋が二つしかないものですから、使いづらくなるっていうところで、利用機会がなくなってしまうので、そこを苦肉の策といいますかそういった形でなくして、一般の方も、登録団体も利用できるように、ちょっと公平性を考えた措置となっております。

○教育委員(宮城 靖)

同等金額ということになるわけですね。

○社会教育推進課長(嵩原 尚紀)

そうなります。

○教育委員(宮城 靖)

はい、わかりました。

ありがとうございます。

○教育長(銘苅 健)

はい、東委員。

○教育委員(東 健策)

関連して、やはりいろんな団体が、舞台があるということで中央公民館を利用されてい

るケースも多々あると思うのですけれども。

今後、そういう活動にやっぱり影響を極力少なくするためにも、例えば今舞台があるのは、てだこホールの小ホール、それから隣の何でしたかね。

○教育委員(宮城 靖)

社会福祉協議会、ハーモニーセンター。

○教育委員(東 健策)

この辺りの受付期間というのは多分、何ヶ月前からあると思うのですけども、これまで中央公民館を使われてきた団体が優先じゃないのですけども、そこを埋めてから他の団体を受け入れるってこと、そういった支援っていうのでしょうかね、その辺はどうでしょうか。一つの方法として。

○教育長(銘苅 健)

はい。嵩原課長。

○社会教育推進課長(嵩原 尚紀)

委員のおっしゃるように、できる限りの支援っていうのはしていく、助言だったりアドバイスだったりっていうのをしていますが、各施設ですねそれぞれの目的に沿って、設置されているものとなりますので、その利用団体のこととも調整する必要がございます。

ですので、市として各施設に関して、できる限りの協力をして欲しいというよう協力依頼は出しているところなのですけども、そこはそれぞれでできる範囲で、という形になるということになっております。

○教育委員(東 健策)

はい、わかりました。

よろしくをお願いします。

○教育長(銘苅 健)

はい、よろしいでしょうか。

他にありますか。

それでは、議案第 41 号は承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

はい。ありがとうございます。

それでは、議案第 41 号は承認されました。

続きまして議案第 43 号「臨時代理したことを報告し、承認を求めることについて」の提案理由をお願いいたします。

野村部長。

○教育部長(野村 美抄代)

それでは議案書 30 ページとなります。

議案第 43 号「臨時代理したことを報告し、承認を求めることについて」。

令和 7 年度浦添市教育委員会表彰の被表彰者の追加決定について、緊急やむを得ない事情により、会議に付する暇がなかったため、浦添市教育委員会事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙の通り臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、承認を得る必要があるためでございます。

議案書 31 ページをご覧ください。

こちらは臨時代理書となります。

ページをめくりまして議案書 32 ページ、追加の被表彰名簿となります。

以上でございます。

○教育長(銘苺 健)

はい、よろしいですか。

説明ありますか。

大城課長。

○教育総務課長(大城 博郎)

今回ですね前回の決定後ですね、表彰式 3 日前ぐらいに急遽、問い合わせがありまして、そしたら、学校の先生には伝えたのだけどということで、すれ違いがあったのか、ちょっときちんと伝えられていない部分もあって。

ただ、ちょっと教育長の方とも相談して、できることなら当日、表彰者に入れたいということでの、急遽の決定ということになります。

○教育長(銘苺 健)

このような事があって、私の方で臨時代理をして、今回の表彰の方にはどうにか間に合ったのでよかったと思います。

ありがとうございます。

○教育委員(宮城 靖)

いいですか。

○教育長(銘苺 健)

はいどうぞ、宮城委員。

○教育委員(宮城 靖)

まずお礼として基本的に事務作業は非常に大変なことなので、大半は事務的に言うと、もう期限過ぎましたからというふうなことで断っているのが現状だと思うのです。

それを受け入れてくれて、新たに表彰される子どもができたということについては非常に感謝申し上げます。

で、周知の部分について、やっぱり皆さんにもっと周知をして、クラブの人たちは学校を通さなくてもできるというシステムを作るとかっていうことにすると、本当に頑張ってる美績で優秀な成績を取ったっていうこども達も、抜けないで、あるチームはちゃんとそれを理解して表彰できたけども、あるチームはできてなかったの、何で表彰されたのっていうふうなことがあったりなかったりっていう部分があるというところでは、こども達の不公平、大人のミスでこども達が不公平ということが出てくると思うので、この辺をもう少し周知等々について、やっていただけたらありがたいなと思います。

それに関連しているのですけれども、関連でもう一つは、今回、てだこウォークと重なってしまったという部分で、会場に参加しているこども達あるいはチームが、向こうに出ているのだけど、本来は今まではあそこにも出ていた子供たちが今そこに座っているということがあったと思うのですよ。

それと逆に、てだこウォーク、チームを最優先して、ここには代表だけ一人来てやろうねっていうこともあったと思うのです。

それで、会場が少し穴が開いているということになったと思うのですけれども、教育委員会として、日程がかぶらない方向ということで、第 2 土曜日の教育の日ということが決まっているというところを、庁内でもしっかりと把握させていただきたいというものが、こども達が両方に参加する権利があって、チャンスがあるわけですね。

そこをさせてあげたらいいなと思います。

よろしくお願いします。

○教育長(銘苺 健)

はい、東委員。

○教育委員(東 健策)

関連して、今回の追加表彰については大変よかったなと思っております。いろいろ大変だったと思うのですが、ありがとうございますと感謝しかないのですが、今後、これまでもひよっとしたら、そういうことが、ヒューマンエラーというか、なかなかうまく周知ができていないために、あったかもしれないなあというのがちょっと懸念している所です。

たまたま今回、この表彰式の前にわかったからそこに組み入れるということができたのですが、けれども、ひよっとしたら表彰終わってから、実は私こんなもらったよってということで、それがまた、うちの誰々さんもその該当じゃないかといった時に、この辺の対応というのにも必要かなと。

この辺がちょっと心配。

抜けというか私も該当者のなのに、たまたまもう終わっているからできないとか、そういったこともちょっとやっぱり今後視野に入れていかないといけないなと思いますけども、これは過去にそういうことは無かったのでしょうか。

○教育委員(宮城 靖)

あったけど申し訳なかったとかね。

○教育長(銘苅 健)

野村部長。

○教育部長(野村 美抄代)

はい。ただいまの件は表彰が終わって後、3月にも大会等があって、そういった子たち、また追加で判明したとかってというのは次年度の表彰に、忘れないようにやってはいるつもりではあるのですが、やっぱり先ほどから委員の方ご意見あるように、漏らさないようにというのは、細心の注意を払って、私たちも周知に努めていきたいなと思っています。

校長会の周知も間近になって、締め切り来月ですからよろしくってということではなくて、年度当初にこの2月の表彰に向けては、子どもたちの様子を見ながら、推薦できるように準備をお願いしますということで、2回程前もって、周知する期間を設けているのですが、クラブチームというのはやっぱり去年ぐらいから、少し課題だなと感じています。

どうやったらクラブチーム、市外のチームに入っている子を表彰できるかは少し課題で、また関係課と調整しながら、表彰できるようにやっていきたいと思えます。

また第2土曜日の件も庁内での周知や、また協力依頼につきましては引き続き行ってまいりたいと考えております。

今年度は、なかなかうまくいかなかったところもあるのですが、次年度に向けて調整してまいりたいと思えます。

ご意見ありがとうございました。

○教育長(銘苅 健)

今回それ以外にも作品展、沖電のイベント。

あれもあって、ヤクルトキャンプもあってっていう本当四つ重なっていたので、学校の方にも、校長会の方でも話していきたいのですが、学校によっては私もそうでしたけど表彰係って校務分掌で置いていて、この表彰係が、いろんなことも達からの表彰を持ってきた時に全部チェックして、コピーして全部預かるような形をしていたので、漏れはなかなか出なかったのですが、各学校にやっぱりそういった形で表彰係とか、教頭がするのだけど、教頭にさせたら大変だから、もう、これ表彰係ってものを置いていて、そういった漏れをさせないようにというようにお願いするのもいいのかなあって感じしますね。

これね、漏れた子はね、同じことしていながら一人は表彰されて一人は呼ばれなかったってなったらちょっとかわいそうだから、その辺また、校長会でも気をつけて話をしていきたいと思います。

それではただいまの議案第 43 号について承認してよろしいですか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。議案第 43 号は承認されました。

本日の議事は以上となります。

お諮りします。

本臨時会で議決された件に関する字句、数字、その他の整理を要するものについては、教育長に委任することとしてよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。

よって、字句、数字、その他の整理は、教育長に委任することに決定しました。

以上をもちまして、令和 7 年度の第 2 回教育委員会の臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。